# 地理的表示法について

## －特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 －

平成26年11月

農林水産省

# 目次

1. 農林水産物・食品の地域ブランド化の取組
2. 地理的表示保護制度の創設
3. 地理的表示法Ｑ＆Ａ
4. 法施行に向けたスケジュール
5. 関連予算（平成27年度予算概算要求）
6. その他

# １．農林水産物・食品の地域ブランド化の取組

# 1－1　農林水産物・食品等の地域ブランド化の取組

○　農林水産物・食品等は、その地域の気候、土壌等の自然的特性や歴史・文化等の人的特性により、独自性を持っており、それを活かすことにより、地域の農林水産物・食品に付加価値をつける取組が行われている。

## 事例「長州黒かしわ」

（ちょうしゅうくろかしわ）

（山口県）

○　天然記念物である「黒柏鶏」の遺伝資源の活用により、山口県初のオリジナル地鶏「長州黒かしわ」を育成。

○　「長州黒かしわ」の図形商標を登録することによる権利化や地域の関係事業者と連携した組織体制を構築。

○　ブランドの浸透により、高価格を維持しながら需要が拡大。

○　ブランド力の維持・強化と、消費者への普及を目的に、提供店舗を「長州黒かしわ取扱店」として登録する制度を開始。

## 事例「市田柿」

（いちだがき）

（長野県飯田市・下伊那郡）

○　上品な甘さを備えた市田柿が全国的に有名になると、「中国産市田柿」と称した中国産干柿が出現。

○　模倣品の防止と市田柿のブランドイメージを保護するため、地域団体商標を取得。

○　「衛生管理マニュアル」及び「衛生管理チェック表」を作成し、衛生管理を徹底するとともに、「市田柿品質基準」の導入等によりブランド価値を高める取組を推進。

○　地域団体商標登録を契機に産地の結束が強まり、12月1日を「市田柿の日」とするなど産地全体としてのPR活動を実施し、産地の活性化に貢献。

# １－２　地域ブランドの確立のためのポイント

○　全国の取組事例から得られる地域ブランドの確立のために必要となる主なポイントは以下のとおり。

## １．産品の価値の確立

食味等の品質の高さや特性を確立していること。

## ２．地域との関連性、地域の人々の愛着

自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等地域との何らかの関連性を有し、地域の人々が愛着を持つようになっていること。

## ３．売り方の工夫

産品の価値や地域との関連性を伝えるため、適切な表示やパッケージデザイン、マーケティング等売り方が工夫されていること。

## ４．消費者の信頼を裏切らないブランド管理

「ブランド」とは消費者の信頼により成り立つことを認識し、その信頼を裏切らないブランド管理（品質・表示）を行っていること。

【市田柿の場合】

・一口大で食べやすく、もっちりとした食感と上品な甘味。

・市田村（現在の長野県下伊那郡高森町市田地域）が発祥。
・「市田柿」の名称でおよそ100年の販売実績。
・盆地特有の朝晩の冷え込みと天竜川からの川霧がもたらす適度な湿度によって、高品質な干柿を生産。

・商標マーク（ブランドマーク）の統一的使用。
・「市田柿の日」（12月１日）を設定し、集中プロモーションを実施。
・需要層を広げるため、若年層の嗜好に合った食べ方を提案。

・市田柿ブランド推進協議会によるブランド管理。
・地域団体商標を取得。
・「市田柿品質基準」を導入。
・「衛生管理マニュアル」等を作成。

# １－３　地域ブランド化やその管理に活用できる知的財産権

○　地域ブランド化やその管理に当たっては、当該産品の性質や地域の実情等に応じて、育成者権や商標権等の適切な知的財産権を活用することが有効。

| 権利の種類 | 出願先 | 内容 | 保護の期間 | 活用例 |
|---|---|---|---|---|
| 品種登録による育成者権（種苗法） | 農林水産省 | 農林水産物の生産のために栽培される植物の新品種を独占利用できる権利 | 登録から25年（樹木は30年） | ○おぼろづき<br>○シナノゴールド |
| 商標権（商標法） | 特許庁 | 商品・サービスに使用する名前やマークを独占使用できる権利 | 登録から10年（更新可能） | ○あまおう |
| 地域団体商標（商標法） | 特許庁 | 地名＋商品名から成る商標を独占使用できる権利 | 登録から10年（更新可能） | ○関あじ<br>○関さば |
| 特許権 | 特許庁 | 発明者が発明権利を独占利用できる権利 | 出願から20年 | ○多面体形状のメロンの栽培方法及び四角いメロン栽培用型枠（カクメロ） |
| 実用新案（実用新案法） | 特許庁 | 物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案の利用を独占利用できる権利 | 出願から10年 | ○改良農機具<br>○長いもを形良く育てるパイプ |
| 意匠権（意匠法） | 特許庁 | 独創的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインを独占使用できる権利 | 登録から20年 | ○使いやすい剪定鋏 |

詳細は・・・「戦略的知的財産活用マニュアル」（平成26年４月農林水産省食料産業局）
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/pdf/manual.pdf

# （参考）地域団体商標制度の概要

## 目　　的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と経済の活性化を支援すること

## 地域団体商標

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による地域団体商標を認める制度

地域名　＋　商品等の普通名称

### 地域団体商標の登録要件

・団体の適格性
・地名と商品の密接な関連性
・出願人の使用による一定程度の周知性の獲得
・商標全体として商品の普通名称で無いこと

### 地域団体商標の現状

【登録査定状況（平成26年4月8日現在）】

**登録査定総数　566件**

**（うち農林水産物・食品　304件）**

侵害

## 民事上の請求

商標権者が自己の商標権を侵害された場合、
・侵害の停止又は予防の請求
・損害賠償の請求に当たっての損害額の推定、過失の推定等
が可能

## 刑事罰

**商標権等を侵害した者**：
10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**商標権等を侵害する行為とみなされる行為を行った者**：
5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 先使用の権利

出願前の使用者の保護

↓

自己のために、引き続き商標の使用可能

# 1－4　地域ブランドの課題と商標制度

○　地域ブランドは品質の管理や侵害への対応について課題が存在。
○　産品の名称を国が登録し、その表示等の不正使用を防止する措置を講じる商標制度では、これらを解決することが困難。

## 地域ブランドの課題

○　**品質の統一化**が図られず、産品のブランド価値の向上が図られていない。

○　**ある産品の事例**

- 昭和50年代から栽培を開始。
- ブームにより、地域名が先行して全国的に周知されるものの、**生産主体ごとの品質格差**が大きく、**低品質産品の存在により需要者の評価が低下**しつつある。
- 市による認定シールの取組や組合によるホームページでの周知を行っているが、低品質産品の排除の効果は低い。

○　ブランドへの**ただ乗り**が行われている実態

○　**ある産品の事例**

- 昭和40年代から栽培を開始。
- 火山灰土壌という土地条件の悪さを克服するため、古くから盛んな畜産の堆肥を活用し地力を高め、品質を向上。トップブランドとして全国的な知名度を得たが、**ブランドに便乗し、そのブランドの基準を満たさないものが名称を冠して販売されていた実態**があった。
- 現在、地方自治体と農協が対策を検討している状況。

## 商標制度

○　商標制度では、品質を守る取組はあくまでも自主的な取組にすぎず、**品質を制度的に担保することはできない。**

○　商標権は私権であり、侵害への対応は訴訟などによる**自力救済**。農林漁業者等が行うには一定の限界。

**これらを克服する制度が必要**

# ２．地理的表示保護制度の創設

# ２－１　地理的表示（ＧＩ：Geographical Indication）とは

## 地理的表示

○　農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

○ ○ □ □

地名 ＋ 産品名

## 地理的表示のイメージ　－○○干柿　（※架空の食品）を例に－

### 生産地

○人的な特性
伝統的な製法
地域伝統の文化・行事　等

○自然的な特性
気候・風土・土壌　等

“主として帰せられる”＝結び付きがある

### 産品の特性

○品質
特別に糖度が高い
もっちりとした食感

○社会的評価・評判
市場で高値で取引
農林水産大臣賞受賞

○その他
きれいな飴色
小ぶりで食べやすい

### 地理的表示

○○干柿

○○地域と産品の特性が結び付いた商品の名称の表示。

# ２－２　地理的表示保護制度とは

○　地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するもの。
○　国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護。

## 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS（トリップス）協定）

〔WTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）付属書1C〕

○　TRIPS協定における定義（第22条1）

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

## 諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

○　諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100か国以上。

| アジア | 中東 | 欧州（EUを除く） | ＥＵ | 中南米 | アフリカ |
|---|---|---|---|---|---|
| 11か国 | 7か国 | 17か国 | （28か国） | 24か国 | 24か国 |

※　国際貿易センター（WTOと国連貿易開発会議（UNCTAD）の共同設立機関）調べ（平成21年）

EUの地理的表示保護制度のマーク
（http://eumag.jp/issues/c1013/）

PDO（原産地呼称保護）：特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。

PGI（地理的表示保護）：特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

# （参考）ＥＵで地理的表示登録されている産品の例

## 乳製品(チーズ)

### *カマンベール・ドゥ・ノルマンディー（フランス）*

**○特徴**：　どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

**○地域との結び付き**：　フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。

**※「カマンベール」の名称自体は、誰もが制限なく使用できる。**

## 牛肉・畜産加工品

### *プロシュート・ディ・パルマ（イタリア）*

※プロシュート：生ハム（伊語）

**○特徴**：　パルマ地方の豚モモ肉と、塩のみを原料とした生ハム。カットした生ハムはピンク色～赤色で脂肪部分は白く、繊細でまろやかな甘みと軽い塩味、独特の芳醇な香りが特徴。

**○地域との結び付き**：　イタリア・パルマの丘陵付近で生産された生ハムのみが、プロシュート・ディ・パルマとして認可され王冠型の焼印を受けられる。アペニン山脈から丘陵に吹くそよ風が空気を乾燥させ、伝統的な製法で、何世紀にもわたり、生ハムの製造を可能にしてきた。

## 野菜・果物

### *メラ・アルト・アディージェ（イタリア）*

※メラ：りんご（伊語）

**○特徴**：　カラーによってりんごの種類が区分される。強い芳香を持つ。果肉はぎっしり詰まっており、保存期間が長い。

**○地域との結び付き**：　伊北東部アルト・アディージェ地域の気候は温度差が大きく乾燥している。日照時間は長く、海抜500m以上の生産地で、果実はゆっくりと熟す。

肥沃な土地と適した気候により、19世紀半ばから、この地域でりんごの商業栽培が始められた。

## その他

### *スコティッシュ・ファームド・サーモン（養殖サーモン）（イギリス）*

**○特徴**：　シャープな外観と丸みを帯びた側面が特徴。硬くなめらかな鱗で覆われており、光沢のある銀色をしている。鮮度のよいサーモンの身は締まっており、一貫性のある食味を保っている。

**○地域との結び付き**：　スコティッシュ・ファームド・サーモン（大西洋サケ）を養殖しているスコットランドの西海岸では、150年を超える長きに渡り、養殖技術の改良が行われてきた。地域は大西洋サケの養殖に理想的な入江となっている。

# ２－３　日本における地理的表示保護制度の創設（制度の大枠）

○　日本においても地理的表示保護制度を創設するため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号）が平成26年６月に成立（通称「地理的表示法」）。

## 制度の大枠

① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。

② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、統一マークを付す。

③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。

④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

## 効　果

○　産品の品質について国が「お墨付き」を与える。

○　品質を守るもののみが市場に流通。

○　統一マークにより、他の産品との差別化が図られる。

○　訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。

○　地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

# ２－４　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）

## 制度の概要

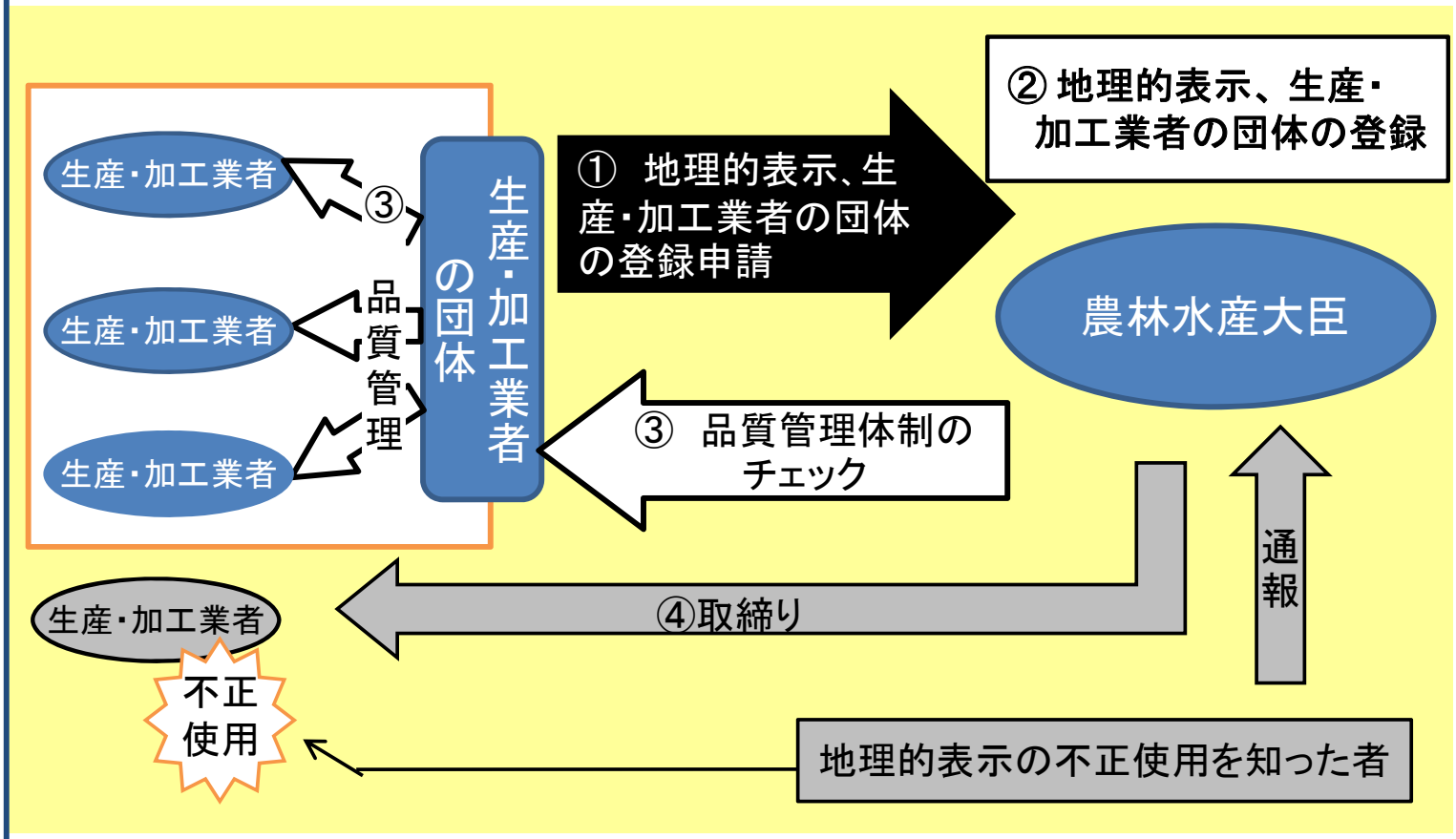


①生産・加工業者の団体が「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録申請。

②農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。
→基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、統一マークを付す。

③登録を受けた団体が品質管理を実施。農林水産大臣が団体の品質管理体制をチェック。

④不正使用があった場合は農林水産大臣が取締り。

## 目　的

① **生産者利益（地域の知的財産）の保護**

（農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上）

② **需要者利益の保護**

（高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保）

# ２－５　地理的表示の登録手続

① 生産・加工業者の団体が、「地理的表示」を申請書類と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）により、登録申請。
② 農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。
→明細書により定まる品質の基準も合わせて登録。

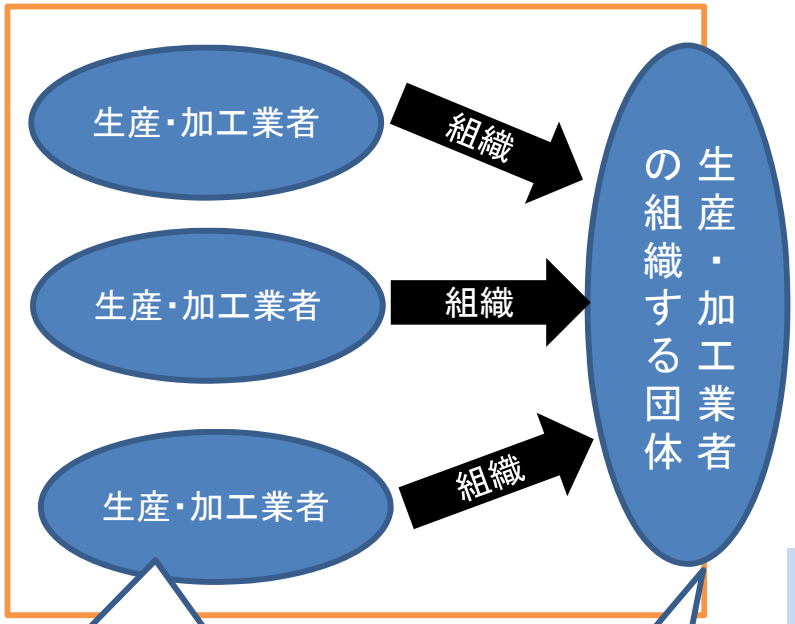


※　生産・加工業者自身は登録申請不可
（**団体を組織することが必要**）

※　法令、約款等に**加入の自由**を定めることが必要（正当な理由なく加入を拒んだり、困難な条件を付してはならない）。
※　生産・加工業者が加盟する**ブランド協議会**のような団体でも可。
※　**複数の団体**を登録することも可。

登録申請

申請書

＋

添付書類

1．地域で話し合い、**明細書**（その産品が満たすべき品質の基準）を作成。

**○　明細書の内容**

**①　産品の名称（＝地理的表示）**
**②　産品の生産地の範囲**
**③　産品の生産方法**
**④　産品の特性（形、味等）**

2．**生産行程管理業務規程**（団体が行う品質管理業務に関する定め）を作成。

農林水産大臣

審査

**地理的表示・団体の登録**

○　明細書により、その産品が満たすべき**品質の基準を登録**。
⇒　**産品の品質の統一化**が図られる。

# ２－６　地理的表示の審査手続

① 申請の受付後、2ヶ月間にわたる申請内容の公示及び3ヶ月間にわたる第三者からの意見書提出の期間を設ける。
② 意見書提出期間が終了した後、学識経験者の意見聴取を経て、農林水産大臣による登録審査が行われる。

## 登録のフロー図

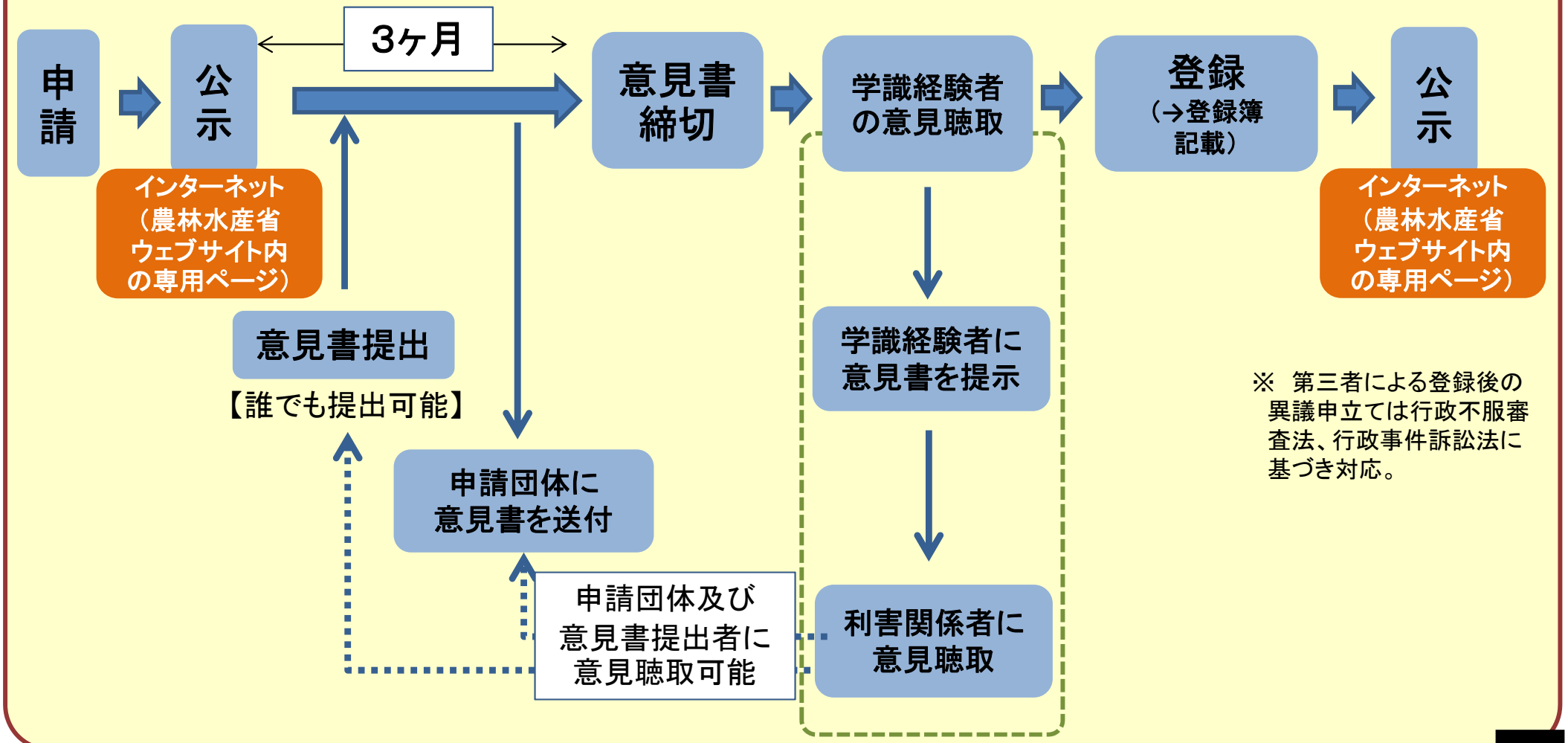


※　第三者による登録後の異議申立ては行政不服審査法、行政事件訴訟法に基づき対応。

# 2－7　登録後の品質管理

① 生産・加工業者の団体は、生産行程管理業務規程に基づき、その構成員である生産・加工業者が、明細書（その産品が満たすべき品質の基準）に適合した生産を行うよう必要な指導、検査等を実施。
② 農林水産大臣は生産行程管理業務が適切に行われているか、定期的にチェック。

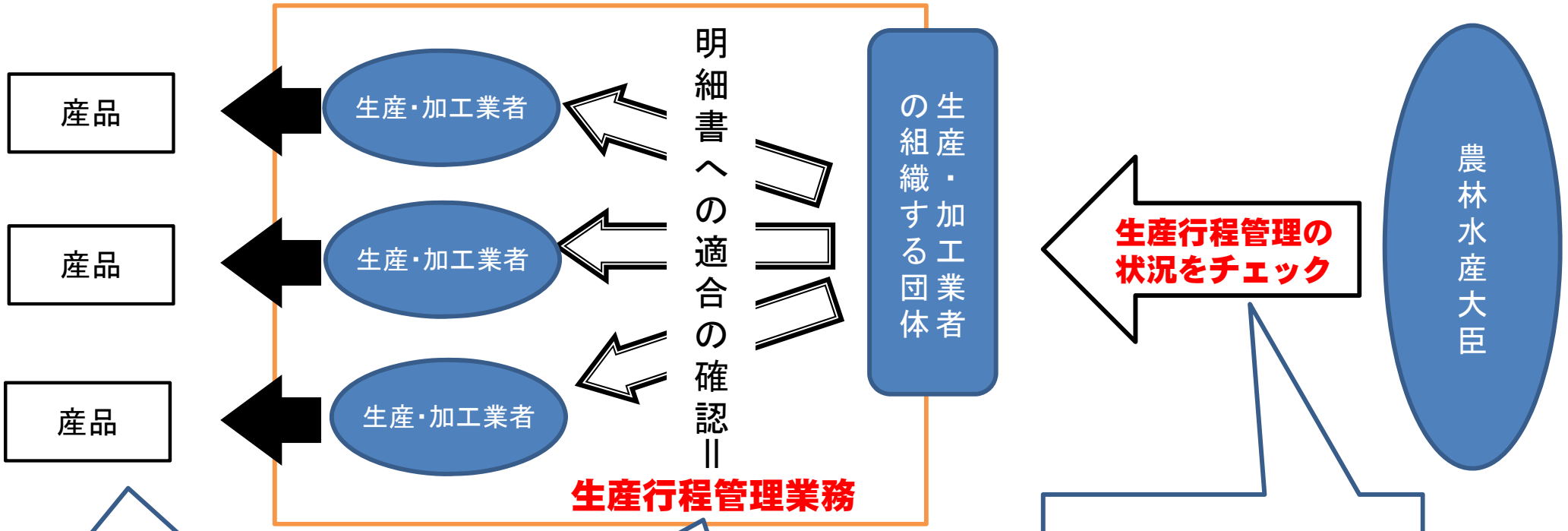


○ 明細書の品質の基準を満たすもののみに地理的表示と統一マークを付す。

○ 確認の方法、頻度、体制等は産品の特性や満たすべき品質の基準に応じ、生産者団体が決定。
○ 外部機関に委託することも可能。

○ 具体的なチェック方法は検討中。

# 2－8　不正使用への対応

○①登録を受けた団体の構成員が基準を満たしていない産品に「地理的表示」を付して産品を販売
　②登録を受けた団体の構成員でない生産・加工業者が「地理的表示」を付して産品を販売
　等の不正使用が行われていることを知った者は農林水産大臣（省）にその旨を通報。
○　農林水産大臣は不正使用を行っている生産・加工業者に対し、不正表示の除去又は抹消を命令。
　　→従わない場合は罰則も。

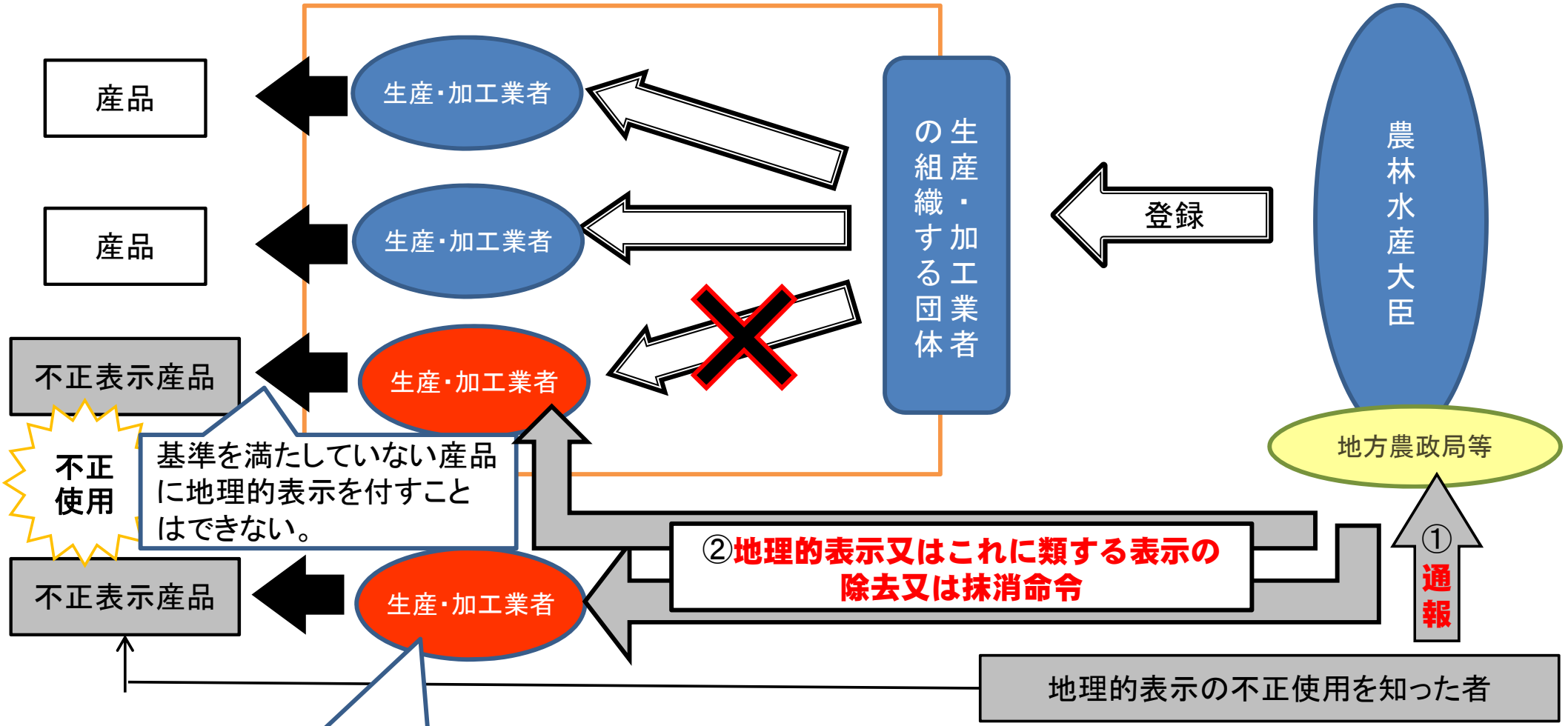


○　生産者団体に加入していない者は地理的表示を付すことはできない。

①　登録を受けた生産者団体に加入するか、
②　新たな団体を組織する
で地理的表示を付すことができるようになる。

# 2－9　地理的表示保護制度の目指すもの

地理的表示保護制度の導入

［制度導入のメリット］

○　地域ブランド産品として差別化が図られ、**価格に反映**。

※　**一定の品質を満たす産品のみ**が地理的表示を付すことができ、地域ブランド産品の**品質を保証**。

［EUの具体例］

○　仏の「ブレス鶏」は一般品の4倍の価格で取引。

（「ブレス鶏」とは、仏中東部のブレス地方の鶏。5週齢以上になると放牧する等、伝統的な方法で飼養。）

ブレス鶏

○　仏の「エスプレット唐辛子」は、取組の成果により
①　価格や生産者が倍増するとともに、
②　観光客の増加が図られている（年間60万人来訪）

エスプレット唐辛子

（「エスプレット唐辛子」とは、仏南西部のエスプレット等の地域の唐辛子。古くから地域の伝統料理に用いられ、コショウに似た、辛さと甘みの合わさった味わいが特徴。）

**地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化**

○　不正使用に対して**行政が取締りを行う**ことで、生産者にとっては、**訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護**が可能。

○　**品質を守るもののみが市場に流通。**

※　統一マークにより、**他の産品との差別化**が図られる。

**消費者の利益の保護**

○　真の日本の特産品の**海外展開に寄与。**

※　地理的表示の登録を受けた産品に**マーク**を貼付することにより、**輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示**され、差別化が図られる。

EUのマーク　タイのマーク

**農林水産物・食品の輸出促進**

# ３．地理的表示法Ｑ＆Ａ

# 地理的表示法Q&A　一覧

Q1　登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は？
Q2　生産地の範囲は？
Q3　新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能か？
Q4　地名を含む名称はすべて登録可能か？
Q5　原材料まですべてその産地で生産される必要があるのか？
Q6　複数の生産者団体がある場合は？
Q7　地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違いは？
Q8　既に商標登録されている名称は登録できる？
Q9　登録料や更新料は？
Q10　地理的表示や統一マークが使用できるのは？
Q11　地理的表示や統一マークの不正表示に係る罰則は？
Q12　登録されたら海外でも保護されるのか？

# Q１　登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は？

○　登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④。①及び②は全て対象。
③及び④は対象となる物品を個別に政令で指定する必要があり、計10品目を指定することを検討中。
（ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は除く。）

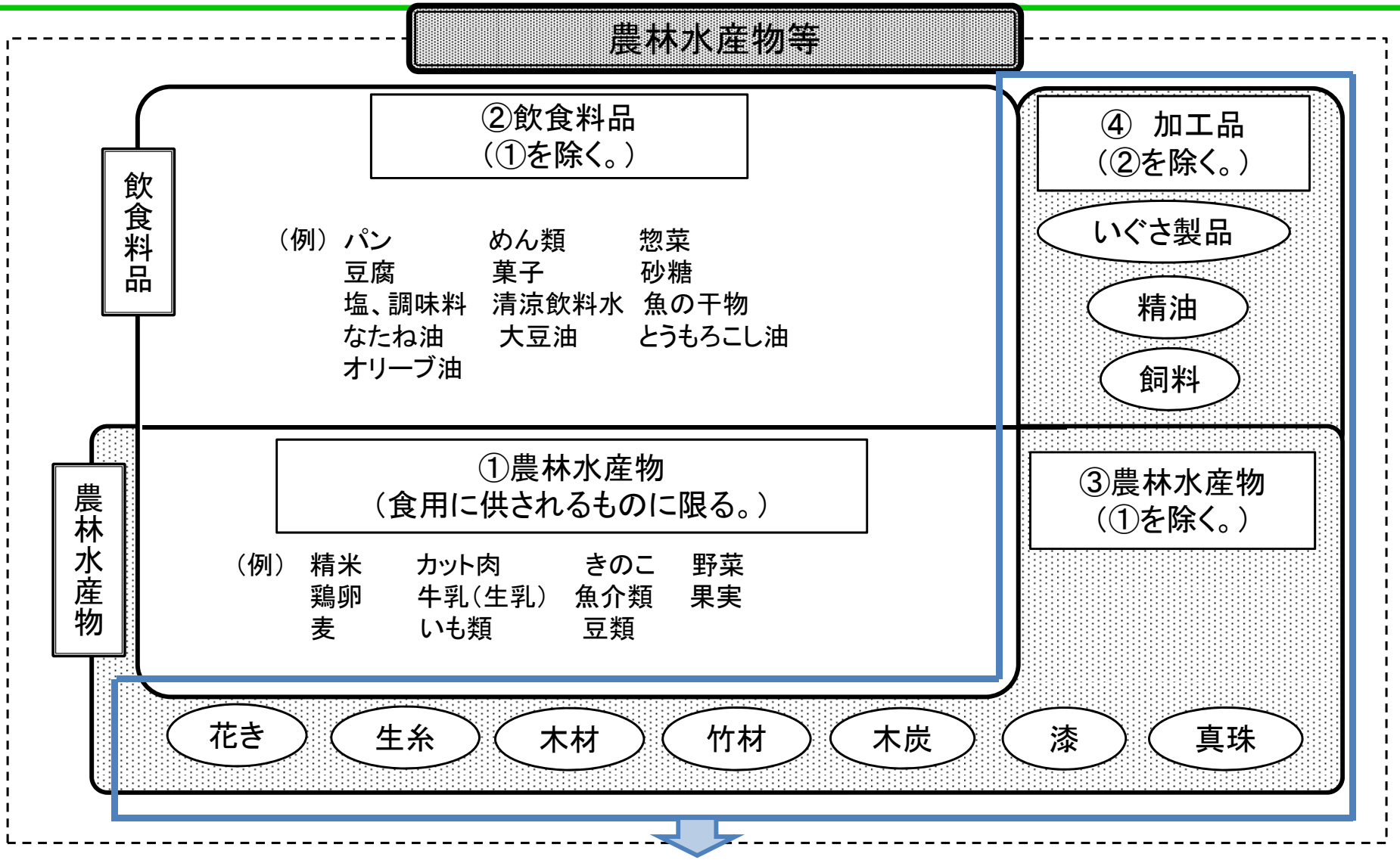


※政令指定物品の案について農林水産省HPにおいて意見募集中（平成26年９月16日～平成26年11月７日まで）
（URL）　http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/sosyutu/140916.html

# （参考）酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく酒類の地理的表示保護について

## 目　　的

酒税の保全及び酒類業界の安定のため、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る。

## 地理的表示に関する表示基準

・　日本国のぶどう酒、蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒、蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒、蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することができない。

・　清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することができない。

国税庁長官が指定している産地

| 酒類 | 指定産地名 | 産地の地域 | 指定時期 |
|---|---|---|---|
| 果実酒 | 山梨 | 山梨県 | H25.7.16 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 壱岐 | 長崎県壱岐市 | H7.6.30 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 球磨 | 熊本県球磨郡　人吉市 | H7.6.30 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 琉球 | 沖縄県 | H7.6.30 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 薩摩 | 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。） | H17.12.22 |
| 清酒 | 白山 | 石川県白山市 | H17.12.22 |

※　TRIPS協定第23条第1項の対象が「ぶどう酒又は蒸留酒」の酒類のみであったことから、同項（注）書きに基づき、民事上の司法手続に代えて行政上の措置として酒類業組合法の表示の基準として定めたものである。

## 地理的表示に関する表示基準の罰則までの流れ

質問検査（立入検査）　税務職員（職権又は情報提供による）

↓

基準の遵守指示

↓

指示に従わなければ

指示に従わない旨の公表

↓

基準の遵守命令

↓

命令に違反した者

50万円以下の罰金

※罰金を受けた場合には免許の取消し

## 先使用の権利

平成6年4月15日前少なくとも10年間又は善意で継続使用の場合、適用除外

# Q２　生産地の範囲は？

○　生産地は、農林水産物・食品等の品質等の特性と結び付きがある範囲である必要がある。
○　当該産品の生産の実態に応じて、都道府県単位、市町村単位又はそれ以下の単位など、それぞれ異なってくる。

（例）　○○干柿　（※架空の農産物）

## 生産地

○人的な特性
　伝統的な製法
　地域伝統の文化・行事　等

○自然的な特性
　気候・風土・土壌　等

が共通に見られる地域

結び付き

## 産品の特性

○品質
　特別に糖度が高い
　もっちりとした食感

○社会的評価・評判
　市場で高値で取引
　農林水産大臣賞受賞

○その他
　きれいな飴色
　小ぶりで食べやすい

「○○干柿」が、「○○（地名）」が表す地域（A県○○市　等）以外の地域においても生産されている場合であっても、歴史的な経緯等を踏まえ、
「○○干柿」の特性との結び付きが認められれば、生産地に含めることが可能。

# Q３　新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能か？

○　産品は、産品の特性を有した状態で、一定期間生産が継続されていることが必要（伝統性要件）。

（例）　○○干柿　（※架空の農産物）

## 生産地

○人的な特性
　伝統的な製法
　地域伝統の文化・行事　等

○自然的な特性
　気候・風土・土壌　等

が共通に見られる地域

結び付き

## 産品の特性

○品質
　特別に糖度が高い
　もっちりとした食感

○社会的評価・評判
　市場で高値で取引
　農林水産大臣賞受賞

○その他
　きれいな飴色
　小ぶりで食べやすい

生産地と結び付いた特性を有する状態で、産品が一定期間（具体的な年数は検討中）継続して生産されていることが必要（**伝統性要件**）。

# Q４　地名を含む名称はすべて登録可能か？

○　生産地と特性との結び付きが認められる産品を特定できる名称は登録可能であるため、**地名を含む名称**に加え、**旧国名や旧市町村名を含む名称**、**地名を含まないが地域と結び付きのある名称**についても登録可能。

○　地名を含んでいても、全国で生産され、地域との結び付きの乏しい産品の名称（**普通名称**）は、登録対象外。

**地名を含む名称**

**旧国名や旧市町村名を含む名称**

**地名を含まない名称**

**生産地と特性との結び付きが認められる産品を特定できる名称であれば登録可能。**

## 普通名称の例

### 小松菜

○　コマツナ（小松菜、学名 *Brassica rapa* var. *perviridis*）は、アブラナ科の野菜。

○　コマツナは、標準和名となっている。

・「小松菜」という名称は東京の小松川（江戸川区）に由来している。

・　現在の生産地は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などの都市近郊が主で、関東地方で全国の約8割を生産。

・　福岡県、大阪府等、大都市近郊でも盛んに生産されている。

※　具体的に登録の対象となるかは、制度発足後に申請を踏まえ、審査されることとなる。

# Q５　原材料まですべてその産地で生産される必要があるのか？

○　加工品を登録申請する場合、必ずしも、原材料もその生産地で生産されたものである必要はない。
○　原材料の生産地が加工地と異なる場合は、<u>当該加工品の品質等の特性と生産地（＝加工地）の結び付き</u>を生産方法等により明らかにしていくことが必要。

「○○パン」の特性

・食感（もちもち）
・食味（おいしい）
・香り　　等

結び付き

地域特有の生産方法
（こね方、イースト菌、発酵方法　等）

小麦

原材料の調達地
（海外を含む）

小麦

「○○パン」

加工地
（○○市）

生産地として申請することが可能

# Q６　複数の生産者団体がある場合は？

○　特定の地理的表示産品について、複数の生産者団体が共同して申請することが可能。
○　その場合、当該産品についての基準を統一化することが必要だが、その基準の範囲内で団体毎の個別の基準を設けることは可能。
○　追加の登録を受ける団体は、既に登録を受けた統一基準内で個別の基準を設けることが可能。

「○○りんご」

（統一基準）**糖度14～16度**

※　特性として他の産品と差別化できる範囲であることが必要。

→ **申請書に記載**

**生産者団体Ａ**

（個別基準）**糖度14～16度**

→ **明細書に記載**

**生産者団体Ｂ**

（個別基準）**糖度15～16度**

→ **明細書に記載**

団体毎に作成

**共同で申請**

# Q７　地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違いは？

○　大きな違いは、地理的表示保護制度は、①明細書、生産行程管理業務規程による品質管理が行われること、②不正表示に対して行政が取締りを行うこと。
○　地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じ、いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用することが可能。

| | 地理的表示 | 地域団体商標 |
|---|---|---|
| 申請主体 | 生産・加工業者の団体<br>※　法人格を有しない地域のブランド協議会　等も可 | 事業協同組合、NPO、商工会　等 |
| 名称における地名の有無 | 地域を特定できれば、地名を冠する必要無し | 地名を冠することが必要 |
| 名称の周知性要件 | ―<br>※　産品の生産地と特性との結び付きを　需要者が特定できる名称であることが必要 | 出願人の商品等に係る商標であることを、隣接都道府県において需要者が認識していることが必要 |
| 品質等の基準 | 登録申請に当たり基準を定め、その内容を公示 | ― |
| 品質管理 | 登録された生産者団体が生産行程管理業務規程に従って行うことが必要 | ― |
| 不正表示への対応 | 行政（農林水産省）が取締り | 商標権者自らの対応が基本（差止請求等） |
| 特定の者への権利付与 | 無（地域共有の財産） | 有（独占排他的な権利を付与） |
| 保護の期間 | 無期限（取り消されない限り存続） | 登録から10年（更新可能） |

# Q８　既に商標登録されている名称は登録できる？

○　商標権者本人が申請を行う又は商標権者の承諾を得た場合に限り、地理的表示の登録が可能。

## 登録

①　**商標権者自身**が地理的表示登録を申請
②　生産者団体が**商標権者から承諾を得ている**
等の場合に限り**地理的表示登録が可**。
〔※　承諾が撤回された場合には、地理的表示登録の取消事由となる。〕

## 商標権者が地理的表示の登録を行うメリット

既に「○○りんご」の商標権を有する者は地理的表示の登録をすることにより、

①　**統一マークが使用可能となる**
〔　産品が品質基準を満たした真正品であることを示すことができる。　〕

②　**不正表示は行政が取締り**
〔　地理的表示の不正使用に対して農林水産省が取締りを行うため、自ら訴訟費用を負担する必要がない。　〕

## 留意点

地理的表示に登録されると、地域共有の財産となるため、独占排他的な使用はできなくなる。（地理的表示の正当な使用に対して商標権の効力は及ばない。）

# Q９　登録料や更新料は？

○　登録申請時に、登録免許税（１件当たり９万円）を納付することが必要（出願料や登録料は不要。）。
○　団体の追加登録を行う場合にも、同様に納付（１件当たり９万円）を納付することが必要。
○　一旦登録されると登録が取り消されない限りは存続し、更新等の手続は不要。
○　なお、申請を行ったものの、登録に至らなかった場合には、登録免許税を負担する必要はない。

## ①　複数の団体が共同で申請する場合

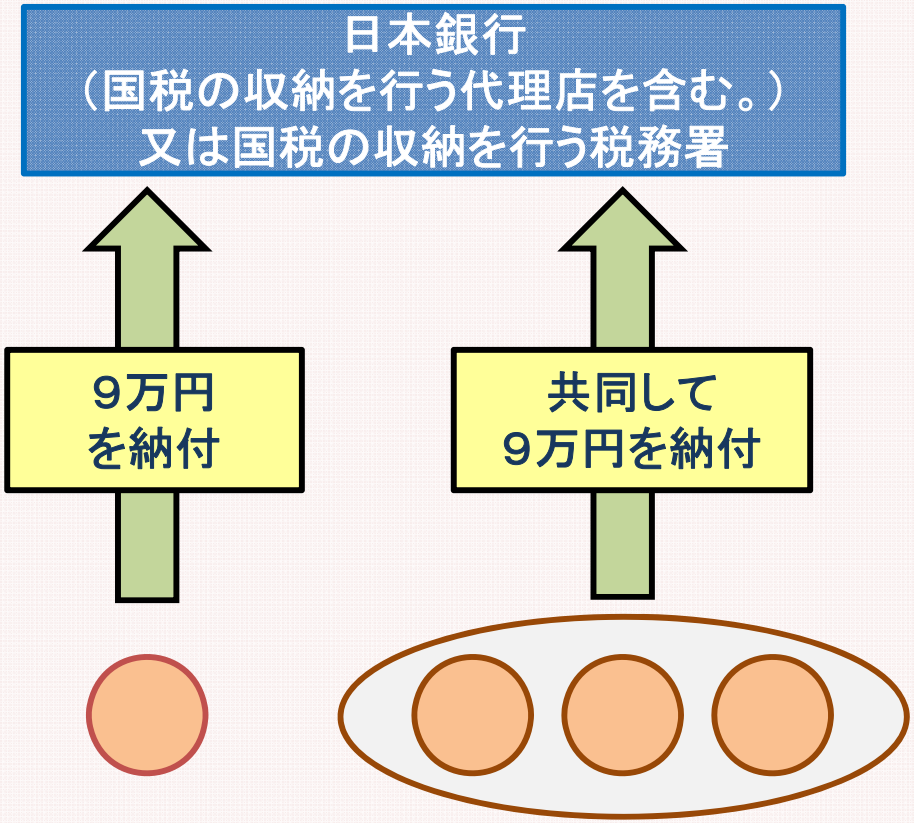


※出願料や登録料は不要

## ②　団体の追加登録を受ける場合

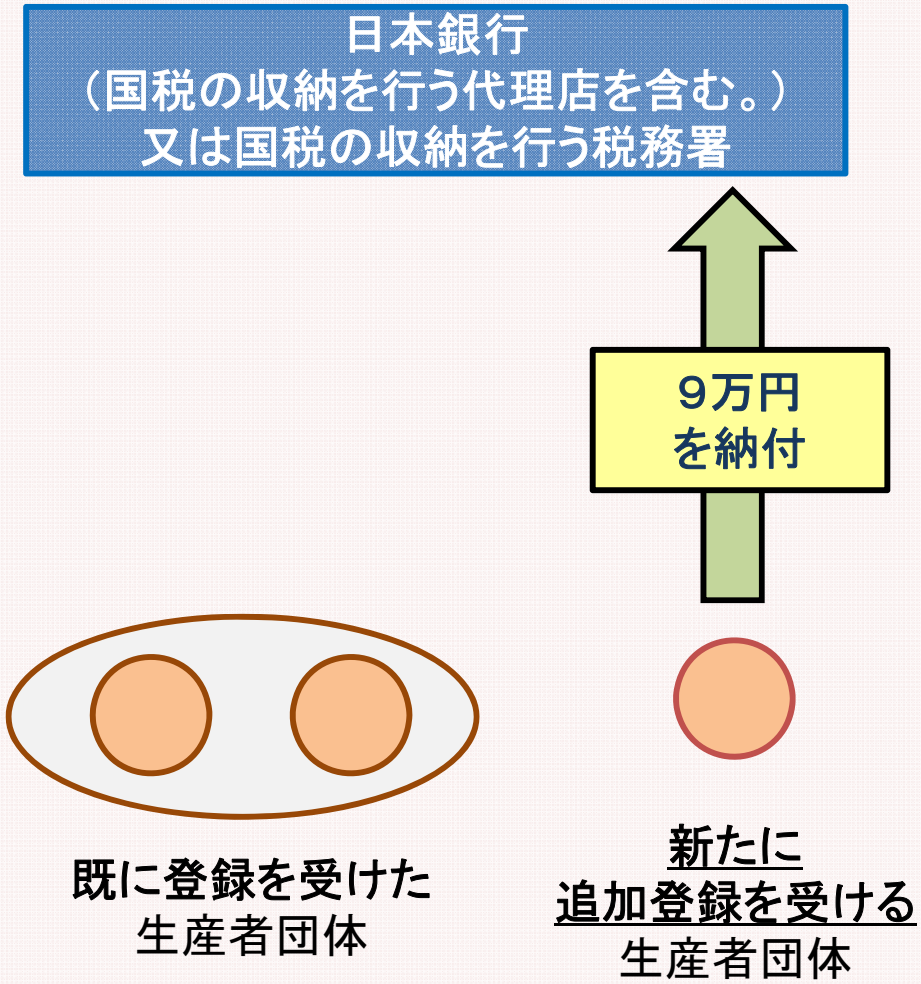


※出願料や登録料は不要

# Ｑ１０　地理的表示や統一マークが使用できるのは？　①

○　基準を満たした産品に地理的表示（「○○りんご」）を付する場合には、統一マークを貼付。
○　統一マークのデザインは検討中。（EUの例→P10）

地理的表示登録

「○○りんご」

| | 登録を受けた産品の生産者 | | 流通業者（集荷・輸送等） | | 小売等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | | ○○りんご<br>統一マーク<br>箱、ラベル等 | | ○○りんご<br>統一マーク<br>箱、ラベル等 | → | 地理的表示と統一マークは<u>セットで使用</u>。 |
| × | | ○○りんご<br>統一マークなし<br>箱、ラベル等 | | ○○りんご<br>統一マークなし<br>箱、ラベル等 | → | 地理的表示を使用する場合には、<u>統一マークを使用することが必要</u>。 |
| ○ | | 地理的表示及び統一マークを付さずに輸送<br>箱、ラベル等 | | ○○りんご<br>統一マーク<br>箱、ラベル等 | → | 地理的表示と統一マークは、<u>必ずしも生産者自身が貼る必要はない</u>。 |

# Ｑ１０　地理的表示や統一マークが使用できるのは？　②

○ 地理的表示は、①登録された産品自体、②登録産品を原材料として使用した加工品　に使用可能。
○ 統一マークは、登録された産品自体以外には使用できない。

地理的表示登録

「○○りんご」

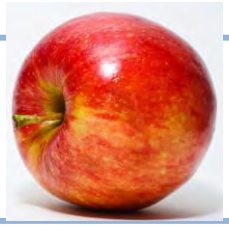

**ケース①**　登録された○○りんごに「○○りんご」と表示

○○りんご　○

統一マーク　○

**ケース②**　登録産品とは別のりんごに「○○りんご」と表示

○○りんご　統一マーク

地理的表示もマークも使用できない

【登録産品とは別のりんご】

**ケース③**　登録産品を使用したりんごジュースに「○○りんごジュース」と表示

○○りんごジュース　○

統一マーク

マークは使用できない

ただし、「○○りんご」が地理的表示登録産品であることを記載することは可能。

【登録産品を使用】

**ケース④**　登録産品を使用していないりんごジュースに「○○りんごジュース」と表示

○○りんごジュース

統一マーク

地理的表示もマークも使用できない

【登録産品を未使用】

# Ｑ１０　地理的表示や統一マークが使用できるのは？　③

○　統一マークは、登録産品自体にのみ使用可能であるため、<u>先行商標及び先使用の産品から差別化が可能</u>。

地理的表示登録

**「○○りんご」**

ケース⑤　地理的表示の登録前に商標登録された『○○りんご』に「○○りんご」を表示する場合

○○りんご　○　【3条2項2号、3号】

※　商標としての使用

統一マーク　<u>マークは使用できない</u>　【4条2項】

<u>【明細書の基準は満たしていない】</u>

**『○○りんご』を使用できる者**

- 商標権者
- 商標法に基づき、登録商標を使用する権利を有する者

ケース⑥　地理的表示の登録前から引き続き不正の目的なく、りんごに「○○りんご」と表示　［先使用］

○○りんご　○　【3条2項4号】

※　先使用としての使用

統一マーク　<u>マークは使用できない</u>　【4条2項】

<u>【明細書の基準は満たしていない】</u>

**『○○りんご』を使用できる者**

- 地理的表示の登録前から不正の目的なく地理的表示と同一又は類似する名称を使用してきた者
- その者から事業を承継した者
- その物を直接又は間接に譲り受けた者

# Ｑ１１　地理的表示や統一マークの不正表示に係る罰則は？

○　地理的表示及び統一マークの不正使用に対しては、措置命令を行い、改善されない場合には罰則が科されることとなる。

## ○　地理的表示の不正使用

① 不正使用者に対する行政措置

農林水産大臣による命令

② 命令違反

③ 罰則

- 個人：　５年以下の懲役
  又は
  500万円以下の罰金
  （併科可）
- 団体：　３億円以下の罰金

## ○　標章（統一マーク）の不正使用

① 不正使用者に対する行政措置

農林水産大臣による命令

② 命令違反

③ 罰則

- 個人：　３年以下の懲役
  又は
  300万円以下の罰金
- 団体：　１億円以下の罰金

# Ｑ１２　登録されたら海外でも保護されるのか？

○　地理的表示法は日本国内でしか効力を有さないため、登録されたことをもって、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。
○　今後、①海外における統一マークの商標登録や、②地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の枠組みづくりを通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるよう取り組んでいく。

## ①海外で統一マークを商標登録

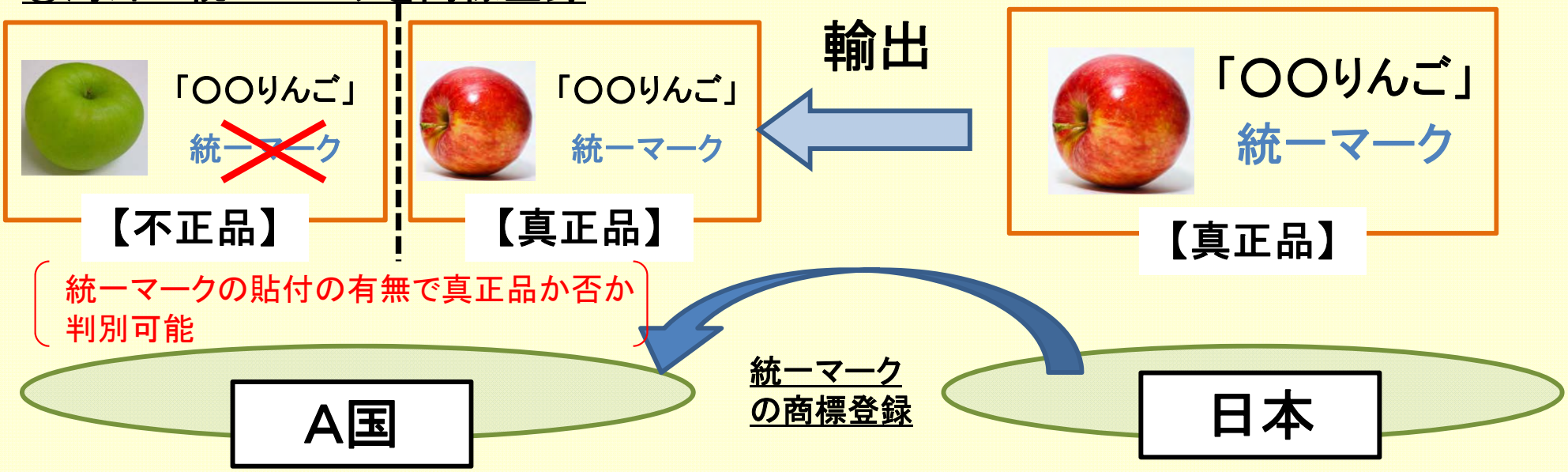


## ②相互保護の枠組みづくり

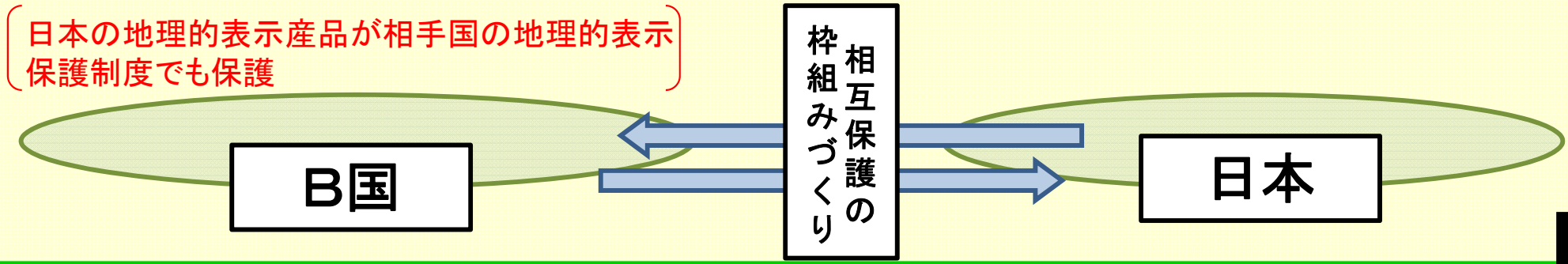

# ４．法施行に向けたスケジュール

# 4－1　法施行に向けたスケジュール

○　地理的表示法は公布（平成26年6月25日）から1年以内に施行されることとなっており、平成27年6月までに運用を開始。

| | | 政省令 | 説明会 |
|---|---|---|---|
| 2014年 | 6月 | 地理的表示法 | 成立・公布 |
| | 7月 | | |
| | 8月 | | |
| | 9月 | | ↕ ブロック説明会 |
| | 10月 | | |
| | 11月 | | |
| | 12月 | | |
| 2015年 | 1月 | ↕ パブリック・コメント（予定） | |
| | 2月 | | |
| | 3月 | 政省令成立・公布（予定） | |
| | 4月 | | ↕ ブロック説明会（予定） |
| | 5月 | | |
| | 6月 | 地理的表示法 | 施行（予定） |

# ４－２　地理的表示法に関するブロック説明会

| ブロック | 日時 | 会場等 |
|---|---|---|
| 北海道 | 平成26年10月6日（月）<br>13時00分～15時00分 | 北海道立道民活動センター　820研修室<br>所在地：北海道札幌市中央区北2条西7丁目 |
| 東北 | 平成26年10月6日（月）<br>14時00分～16時00分 | 東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）601会議室<br>所在地：宮城県仙台市青葉区国分町3－3－7 |
| 関東 | 平成26年10月3日（金）<br>13時30分～15時30分 | 農林水産省7階講堂<br>所在地：東京都千代田区霞が関1－2－1 |
| 北陸 | 平成26年10月8日（水）<br>14時00分～16時00分 | 金沢広坂合同庁舎1階　大会議室<br>所在地：石川県金沢市広坂2丁目2番60号 |
| 東海 | 平成26年10月3日（金）<br>13時00分～15時30分 | 愛知県自治センター12階　会議室E<br>所在地：愛知県名古屋市中区三の丸2丁目3－2 |
| 近畿 | 平成26年9月30日（火）<br>14時00分～16時30分 | 株式会社京都JA会館501号室<br>所在地：京都府京都市南区東九条西山王町1番地 |
| 中国 | 平成26年10月27日（月）<br>13時30分～15時30分 | 岡山第2合同庁舎2階　共用会議室（A～D）<br>所在地：岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 |
| 四国 | 平成26年10月10日（金）<br>14時00分～16時00分 | 香川県社会福祉総合センター　大会議室<br>所在地：香川県高松市番町1丁目10番35号 |
| 九州 | 平成26年10月28日（火）<br>13時00分～15時30分 | 熊本地方合同庁舎B棟2F　大会議室<br>所在地：熊本市西区春日2丁目10番1号 |
| 沖縄 | 平成26年10月27日（月）<br>14時00分～16時00分 | 那覇第2地方合同庁舎1号館2階　大会議室<br>所在地：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 |

（URL）http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/sosyutu/140912.html

# ５．関連予算（平成27年度予算概算要求）

# 5　地理的表示保護制度推進事業［新規］（27年度予算概算要求）

○　地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口を整備します。[105百万円]

GI：Geographical　Indication　（地理的表示）

民間団体等

○GI制度導入支援相談窓口の設置
（アドバイザー等の設置）

○学識経験者（知財担当）
○弁理士
○コンサルタント　など

アドバイザー

外部専門家

外部専門家の招聘

指導・相談

（例）
・産品の特性と地域との結び付き
・産地の地理的範囲の特定
・生産行程管理業務規程の策定　等

指導・相談

GI登録を希望する産地

（例）地域ブランド協議会

GI登録を希望する産地

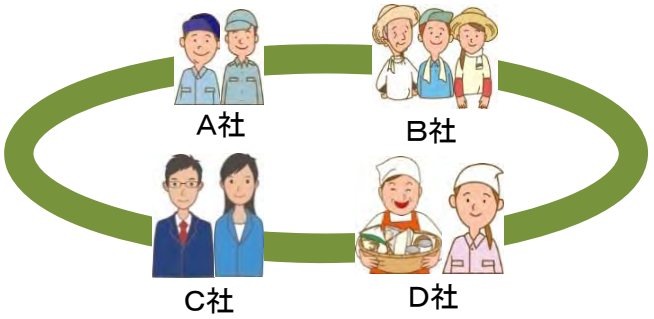


（例）食品加工業者の団体

# 6. その他

# 6－1　地理的表示法についての問い合わせ先

| 担当部署 | 電話番号 |
|---|---|
| 北海道農政事務所農政推進部 経営・事業支援課（北海道） | 011-642-5485 |
| 東北農政局経営・事業支援部 事業戦略課（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） | 022-263-1111（内線4374） |
| 関東農政局経営・事業支援部 事業戦略課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県） | 048-740-0342 |
| 北陸農政局経営・事業支援部 事業戦略課（新潟県、富山県、石川県、福井県） | 076-232-4233 |
| 東海農政局経営・事業支援部 事業戦略課（岐阜県、愛知県、三重県） | 052-746-1215 |
| 近畿農政局経営・事業支援部 事業戦略課（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） | 075-414-9025 |
| 中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県） | 086-224-4511<br>（内線：2668、2168、2157） |
| 九州農政局経営・事業支援部 事業戦略課（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県） | 096-211-9111（内線：4553） |
| 内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課（沖縄県） | 098-866-1673 |

農林水産省　食料産業局　新事業創出課
電話番号　　03-6738-6319
HP：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/chiri_teki_hyouji_hou.html

# 6－2　「本場の本物」（（一財）食品産業センター）

【実施主体】
一般財団法人食品産業センター

【目的】
地域および国内で生産された特色ある農産物等を主たる原材料として用い（※）、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術により製造されてきた食品の明確化、品質向上、表示の適正化を図るとともに、ひいては業界や地域の農林水産業、地域経済の活性化に資する。

（※） 地理的条件により、他国との交易による食文化創造が歴史的背景にみられ、史実に基づき証明される場合は、この限りでない。

【対象】
加工食品

【種類】
Ⅰ種：当該地域で生産された厳選原料を用い、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術によって製造された食品
Ⅱ種：主たる原材料の生産地の範囲を当該地域から国内に限り拡大し、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術によって製造された食品

【認定数】
37品目（平成26年9月現在）

【認定後の動き】
売上：全品目で平均135%増
販売促進：百貨店に常設売場、フランス「食の祭典」名誉招待（平成25年）、ミラノ万博出展（平成27年）

（参考URL）http://www.shokusan.or.jp/honbamon/

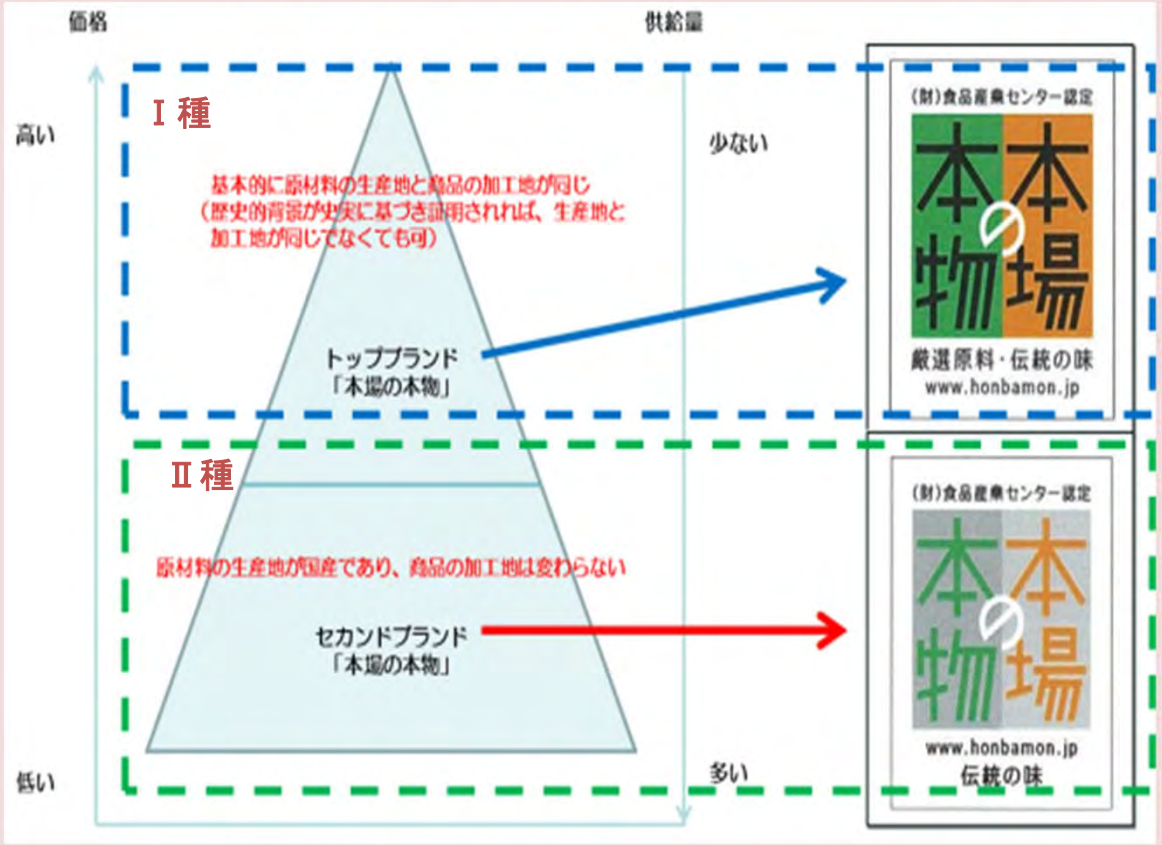

ご清聴ありがとうございました。